対象者別被扶養者認定に必要な提出書類等一覧

必要書類等									
認定 対象者	就労状況•年齡区分等	被扶養者異動屆	被扶養者認定調書	住民票<注1>	非課税証明書または収入証明<注2>	離職票(写)または雇用保 設職証明書または健康保険	個人事業の廃業届出書(写)人注3>	在学証明書または	備考
配偶者	無職	0	0	0	0				
	就労中	0	0	0	0				
	退職	0	0	0		0			学生の範囲:全日制・通年コースの学生
	自営業廃業	0	0	0			0		
	学生	0	0	0				0	
7	出生	0							
	18歳未満	0							
	18歳以上で学生	0	0	0				0	共同扶養者の収入証明<注4>
	18歳以上で無職	0	0	0	0				 高校生の場合、在学証明書は省略 学生の範囲:全日制・通年コースの学生
	18歳以上で就労中	0	0	0	0				구도·아웨덴·포디마 / 센구크 / ハ아구도
	18歳以上で退職	0	0	0		0			
	18歳以上で自営業廃業	0	0	0			0		
父母·祖父母	無職	0	0	0	0				
	就労中	0	0	0	0				被保険者の単身赴任により別居している場合、認定対象者が 被保険者の配偶者等と同居しているときは、同居として扱う。
	退職	0	0	0		0			
	自営業廃業	0	0	0			0		
兄弟姉妹-孫	18歳未満	0	0	0					配偶者・父母・兄・姉等が扶養できない理由を被扶養者認定調書 に明記
	18歳以上で学生	0	0	0				0	他の扶養義務者の収入証明<注5>
	18歳以上で無職	0	0	0	0				 高校生の場合、在学証明書は省略 学生の範囲:全日制・通年コースの学生
	18歳以上で就労中	0	0	0	0				18歳以上は、収入の有無にかかわらず認定が必要な理由を
	18歳以上で退職	0	0	0		0			被扶養者認定調書に明記 機保険者の単身赴任により別居している場合、認定対象者が
	18歳以上で自営業廃業	0	0	0			0		被保険者の配偶者等と同居しているときは、同居として扱う。
その他の親族 (同居を要する)	18歳未満	0	0	0					配偶者・父母・兄・姉等が扶養できない理由を被扶養者認定調書
	18歳以上で学生	0	0	0				0	に明記
	18歳以上で無職	0	0	0	0				他の扶養義務者の収入証明<注5>
	18歳以上で就労中	0	0	0	0				高校生の場合、在学証明書は省略学生の範囲:全日制・通年コースの学生
	18歳以上で退職	0	0	0		0			18歳以上は、収入の有無にかかわらず認定が必要な理由を 被扶養者認定調書に明記
	18歳以上で自営業廃業	0	0	0			0		
養子縁組の場合		上記の区分による提出書類に加え、戸籍謄(抄)本を添付							
別居の場合 (被保険者の単身赴任、学生の下宿、 配偶者は除く)		上記の区分による提出書類に加え、直近3ヵ月分の被保険者からの送金を証明する書類(預金通帳の口座名義・送金記録部分の写しや銀行振込の控)を添付							
年金または恩給(公的/私的)を 受給している場合		上記の区分による提出書類に加え、年金額のわかる直近の年金振込通知書または年金証書(写)などを添付 (厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、障害年金、企業年金、各種恩給 他) これから年金を請求される場合は、日本年金機構発行の年金見込額照会回答票を添付							
不動産賃貸、配当金等の 継続的な収入がある場合		上記の区分による提出書類に加え、確定申告書(写)と収支内訳書(写)またはその収支がわかるものを添付							

<注1>

- ・住民票は、続柄記載の世帯全員が記載されている最新(発行後3ヵ月以内)のものを提出してください。
- ・認定対象者が別居など、住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄(抄)本を添付してください。

<注2>

- ・現在無職で(非)課税証明書に給与収入の記載がある場合は、退職証明書を添付してください。
- ・就労中の場合は、給与明細書(写)(直近3ヵ月分)を提出してください。就労から間がなく給与明細書(写)が提出できないなどの場合は雇用契約書(写)を提出してください。
- ・自営業等で給与所得以外の収入(営業収入・不動産収入等)がある場合は、課税証明書と税務署の受付印のある直近の確定申告書(写)と収支内訳書(写)を添付してください。

<注3>

・1年以内に退職または自営業を廃業した人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。

※急ぎの場合は、退職証 明書又は退職日記載の 健康保険資格喪失証明 までも可

⇒ 失業給付を受給する人 ※ ・・・・・ 離職票(1)(2)(写)または給付制限期間の記載がある雇用保険受給資格者証(両面)(写)

健康休険賃格喪失証明 書でも可 後日必要書類を提出して

⇒ 失業給付を受給しない人 ・・・・・ 離職票(1)(2)(写)または喪失確認通知書(写)・誓約書

ください ⇒ 失業給付の受給を終了した.・・・・・ 支給終了印のある雇用保険受給資格者証(両面)(写)

延長受理印のある離職票(写)または雇用保険受給資格者証(両面)(写)(後日受給期間延長通知書(写)

⇒ 受給期間を延長する人 ・・・・・

即を延長する人 ・・・・・ を提出)

⇒雇用保険に未加入の人

・・・・・・退職証明書または退職日記載の健康保険資格喪失証明書

⇒ 自営業を廃業した人

・・・・・ 税務署の受付印のある個人事業の廃業届出書(写)

<注4>

・夫婦共同扶養の場合は、配偶者の源泉徴収票(写)(自営業の場合は、申告済みの確定申告書(写)等収入がわかる証明書)の提出が必要です。 被扶養者とすべき員数に関わらず、原則として年間収入の多い方の被扶養者とします。

<注5>

・他の扶養義務者とは、申請対象者と同居している方で、申請対象者を扶養している方または扶養できる方です。 その方の収入証明書が必要となります。(市区町村で発行される収入を証明できる書類・自営業者は別途確定申告書(写)も必要)

認定対象者との関係または収入状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求めることがあります。また、申請ケースにより内容について細かく確認する場合もあります。

認定対象者が病気等で就労能力を失っている場合は、医師の診断書その他必要な書類を求めることがあります。

※公的証明書等の添付書類については全て原本

東和薬品健康保険組合